

公益社団法人全国有料老人ホーム協会 倫理綱領

公益社団法人全国有料老人ホーム協会（以下「本協会」という。）は、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅及びその他の各種高齢者住まい（以下「有料老人ホーム等」という。）の事業が持つ、優れて強い社会性及び公共性、並びにその為に求められる有料老人ホーム等の事業経営の安定性及び持続性に鑑み、本協会会員（以下「会員」という。）の倫理綱領を次のとおり定める。

会員は、有料老人ホーム等が社会的に重要な責任を有する事業であることを常に自覚し、まず何よりも健全経営とその継続に努め、入居者の生活ニーズに沿った居住とサービスを提供して、快適で安全な生活環境の創造に努めるとともに、社会的文化的諸価値に対する責任を果たす使命を有する。

その使命達成のため、会員は、福祉の精神を忘れることなく、常に自らの廉潔を保持し、自助の精神に基づく自由なる発想と創意工夫による健全な事業経営を行うとともに老人福祉法及び介護保険法等の諸法令並びに本協会の定款その他諸規程を遵守し、いやしくも入居者の基本的人権を侵害し、あるいは、自らの品位を損ない公序良俗に反する事業を営むことがあってはならない。

さらに会員は、常に役職員の資質向上に努めるとともに、本協会の諸事業への積極的参加を通じて、本協会とともに有料老人ホーム等の事業の発展に努めなければならない。